

交通規制開始による道路（なんさん通り）上での献血車実施についての各社見解

大阪市建設局管理課
(道路占用許可)



交通規制については警察署での判断となるため、建設局（工営所）としてはこれまで通りの申請で問題ない。

警察
(道路使用許可)



献血車ならびに健診車は8ナンバーの特殊車両であるため、交通規制の対象にならない。今後もこれまでと同様の道路使用許可申請のみで問題ない。

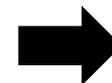
なんば広場マネジメント法人
設立準備委員会
(管理運営者)
※協定締結先：
大阪市計画調整局



受けるor受けない

	イベント利活用	道路使用許可調整
	道路上では通常行えない「イベント」を まちの賑わい創出や価値向上のため 警察協議等を経て受け入れていく活用	<u>道路交通法に基づき</u> 、チラシ配り等道路上で行うこ とが認められている活動について イベント利活用との重複等による実施可否の事前 調整を行うもの
例	リバフェス、体験博等のイベント	チラシ配り、ティッシュ配り、募金活動等
申請主体	大阪市計画調整局 (通常民間等では行えないことを大阪市が申請する ことで実施可能としている)	実施者本人
警察協議	大阪市・準備委員会同席のもと要実施	不要
調整事項	警察協議の支援含む様々な調整 (数か月)	イベントとの重複等を確認し承認書を発行
料金	維持管理協力金を徴収	警察署での手数料納付のみ

これまでは献血車はこちらで対応



ただし、なんさん通り上の道路使用許可ルールが現状ない